

福岡県公報

令和6年8月20日
第523号

目次

告示（第512号－第515号）

- 公金事務の委託に係る告示（自然環境課）……………1
- 保安林予定森林の所在場所等（農山漁村振興課）……………1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）……………2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………2
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………3
- 都市計画の案に係る公聴会の開催（都市計画課）……………3
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集（薬務課）……………4
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等（中小企業振興課）……………4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等（中小企業振興課）……………5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等（中小企業振興課）……………5
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………5
- 県営土地改良事業の換地処分（農村森林整備課）……………5
- 特定危険薬物の指定の失効（薬務課）……………5

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施（警察本部生活保安課）……………6
- 警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活保安課）……………8

告 示

福岡県告示第512号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－普及版」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売に係る売上金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年4月1日

福岡県告示第513号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

宗像市吉田字山ノ上1163、1168の1、1172の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和5年3月福岡県告示第133号遠賀広域都市計画下水道事業岡垣公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

岡垣町

2 都市計画事業の種類及び名称

遠賀広域都市計画下水道事業岡垣公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年3月2日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第515号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 区域の名称 上坂

2 区域の所在地 京都郡みやこ町大字上坂字林田、字尾崎、字平、字中村

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
京都郡みやこ町上坂字林田	61番	1号
	65番2地先道路敷	4号
	90番地先道路敷	11号
	90番	13号
	86番1	14号
	86番2	15号
	75番2	16号
	74番	17号

	69番	18号
	65番1	19号
	64番	20号
京都郡みやこ町上坂字尾崎	63番	2号
京都郡みやこ町上坂字平	325番地先道路敷	3号
	330番地先道路敷	5号
	334番1地先道路敷	6号
	334番1	7号
	335番4	8号及び9号
	335番1	10号
京都郡みやこ町上坂字中村	104番	12号

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字安德字チヨ687番1及び687番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那珂川市大字安德739番地
有限会社ワーク
取締役 佐藤 幸子

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年

福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 変更しようとする都市計画の種類
筑豊広域都市計画道路3・6・40-1号 川崎停車場平原線
筑豊広域都市計画道路3・6・40-4号 田原真崎線
筑豊広域都市計画道路3・6・40-7号 猪膝西本町線
筑豊広域都市計画道路3・6・40-8号 川崎停車場号四郎線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和6年9月19日 午後2時00分から

(2) 場所

川崎町コミュニティセンター2階（田川郡川崎町大字田原786番地の2）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑豊広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・6・40-1号 川崎停車場平原線	（廃止する）	
3・6・40-4号 田原真崎線	（廃止する）	
3・6・40-7号 猪膝西本町線	（廃止する）	
3・6・40-8号 川崎停車場号四郎線	（廃止する）	

(2) 閲覧

令和6年8月21日から同年9月3日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び川崎町役場企画情報課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和6年9月3日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年8月20日から令和6年9月19日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字尾黒133番2、134番2、136番4及び136番10から136番13まで並びに大字須恵字赤坂441番1から441番14まで、442番1、442番5から442番87まで、445番4、445番6、450番2から450番9まで、454番1、454番3から454番7まで、457番1、457番4から457番14まで及び462番91並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区赤坂一丁目7番23号赤坂弁護士ビル310号

令和株式会社

代表取締役 吉岡 澄男

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン南行橋
- (2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈深江八丁目1809番1から1809番61まで、1810番2から1810番8まで、1812番2及び1812番3並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C&C

代表取締役 行武 忠孝

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

換 地 処 分 を し た 地 域	換 地 処 分 年 月 日
沖田地区（糸島市）	令和6年8月7日

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和6年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）

－5－プロモ－1－ブチル－1H－インダゾール－3－カルボキシアミド及びその塩類

(2) 化学名 N－エチル－2－〔2－〔4－イソプロポキシフェニル〕メチル〕－5－ニトロ－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕エタン－1－アミン及びその塩類

(3) 化学名 (2R, 3R)－2－(ベンゾ〔d〕〔1,3〕ジオキソール－5－イル)－3－メチルモルフォリン、(2S, 3S)－2－(ベンゾ〔d〕〔1,3〕ジオキソール－5－イル)－3－メチルモルフォリン及びそれらの塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第110号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和6年8月17日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第190号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和6年8月20日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和6年11月29日（金） 筆記試験 同年12月19日（木） 実技試験	午前9時00分から午後0時00分 までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和6年11月29日（金） 筆記試験 同年12月20日（金） 実技試験	午前9時00分から午後0時00分 までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から各試験を開始する。

各試験が終了した時点をもって、各試験の終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）において不合格（90パーセント以上の成績に満

たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前(電話)受付期間

ア 受付日

令和6年10月28日(月)及び同年10月29日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日及びその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、実技試験終了後、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票及び筆記用具を必ず持参し、実技試験の際は、警笛（警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者のみ）及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第191号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和6年8月20日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 6 年 10 月 9 日 (水) から同年 10 月 18 日 (金) までの間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで (3 日目から 6 日目までの講習については、午後 4 時 35 分まで、最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 6 年 10 月 15 日 (火) から同年 10 月 18 日 (金) までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで (初日の講習は、午前 10 時 25 分から開始し、最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36 名

(2) 追加取得講習

10 名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 6 年 9 月 2 日（月）及び同年 9 月 3 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)に掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは

販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。